

阿南工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則

(平成16年4月1日)

(規則第27号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校に阿南工業高等専門学校自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中期計画の達成度評価に関する事項
- (2) 自己点検・評価及び内部質保証の評価に関する事項
- (3) 教育点検システム及び内部質保証の改善に関する事項
- (4) 自己点検・評価報告書の作成に関する事項
- (5) 外部評価に関する事項
- (6) JABEE教育の企画・立案及び技術者教育プログラム認定審査に関する事項
- (7) その他自己点検・評価、内部質保証及びJABEE教育に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長が指名する者 2名
- (2) 一般教養教員のうちから選出された者 1名
- (3) 各コース教員のうちから選出された者 各1名
- (4) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 前条に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 委員会は、自己点検・評価の専門的事項を調査・検討するため、部会を置くこと

ができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校自己点検・評価委員会規則（平成14年3月4日規則第12号）は、廃止する。

3 阿南工業高等専門学校外部評価委員会設置要項（平成12年7月18日要項第1号）は、廃止する。

4 阿南工業高等専門学校教育方法等改善委員会規程（平成13年3月7日規程第5号）は、廃止する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校授業評価専門委員会規則（平成16年4月1日規則第29号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校内部質保証委員会規則（平成30年10月1日規則第1号）は、廃止する。

3 阿南工業高等専門学校JABEE委員会規則（平成16年4月1日規則第30号）は、廃止する。